

ID: 330

担当部署: 中央病院 医事課

処分の概要	使用料等の減免		
例規名 根拠条項	十和田市立中央病院使用料及び手数料徴収条例 第4条第1項及び第2項		
例規番号	平成17年条例第210号		
【基準】			
<p>第4条及び十和田市立中央病院使用料及び手数料徴収条例施行規程第5条の規定による。 (減免及び還付)</p> <p>第4条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する者については、第2条第1項から第3項までに規定する使用料及び手数料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 第2条第1項から第3項までに規定する使用料及び手数料を納付する資力がないと認める者</p> <p>(2) 学術研究上必要と認める疾病患者</p> <p>(3) その他管理者が特別の理由があると認める者</p> <p>2 管理者は、病院事業管理規程(以下「管理規程」という。)で定める特別の理由があると認めるときは、駐車料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>3 既納の駐車料金は、還付しない。ただし、定期駐車料に係る既納の駐車料金については、駐車場の供用を休止し、又は廃止したときその他管理者が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(駐車料金の免除)</p> <p>第5条 条例第4条第2項の管理規程で定める特別の理由があると認めるときは、次の各号に掲げるいずれかに該当するときとし、この場合においては、駐車料金を免除する。</p> <p>(1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車を駐車するとき。</p> <p>(2) 当該駐車場付近において、国又は地方公共団体の職員が、防疫活動その他緊急を要する公務を行うため駐車するとき。</p> <p>(3) 病院の管理運営に係る業務を行うため駐車するもので、かつ、管理者が駐車料金を徴収することを不相当と認めたとき。</p> <p>(4) 正規の勤務として午後10時から午前5時までの時間帯に勤務を命ぜられた職員が通勤のため駐車するとき。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 331

担当部署: 中央病院 医事課

処分の概要	駐車料金の還付承認		
例規名 根拠条項	十和田市立中央病院使用料及び手数料徴収条例 第4条第3項ただし書		
例規番号	平成17年条例第210号		
<p>【基準】</p> <p>第4条の規定による。 (減免及び還付)</p> <p>第4条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する者については、第2条第1項から第3項までに規定する使用料及び手数料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 第2条第1項から第3項までに規定する使用料及び手数料を納付する資力がないと認める者</p> <p>(2) 学術研究上必要と認める疾病患者</p> <p>(3) その他管理者が特別の理由があると認める者</p> <p>2 管理者は、病院事業管理規程(以下「管理規程」という。)で定める特別の理由があると認めるときは、駐車料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>3 既納の駐車料金は、還付しない。ただし、定期駐車料に係る既納の駐車料金については、駐車場の供用を休止し、又は廃止したときその他管理者が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日